文教・子ども委員会資料 令和５年５月３１日 教育委員会事務局学校運営課

訴訟事件の判決について

１　訴訟事件名等
（１）事　件　名　自己情報不開示決定取消等請求事件
（２）原　　告　区外在住　Ｘ氏
（３）被　　告　目黒区（被告代表者及び処分行政庁　目黒区教育委員会）
（４）裁　判　所　東京地方裁判所民事第３部
（５）判決言渡日　令和５年４月２１日

２　請求の趣旨の概要
（１）処分行政庁が原告に対して行った自己情報不開示決定を取り消す。
（２）処分行政庁は目黒区内の小学校に原告の子が通学就学している事実の有無を原告に開示する。
（３）処分行政庁は上記（２）の事実が存在する場合、その小学校の名称、原告の子の学籍番号及び所属クラス並びに当該小学校の今後の学事予定を原告に対し開示する。
（４）訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

３　判決内容
（１）主文
ア　本件訴えのうち処分行政庁に対し保有個人情報を開示することの義務付けを求める部分を却下する。
イ　原告のその余の請求を棄却する。
ウ　訴訟費用は原告の負担とする。
（２）裁判所の判断（概要）
ア　本件開示情報が目黒区個人情報保護条例に規定する「当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められるもの」に該当するか否かについて、原告の子（当該未成年者）を基準として判断するべきものであり、原告を基準として判断すべきものではない。
イ　原告の子の立場からは本件請求情報が原告に開示されることは望んでおらず、そのことについて正当な理由があると認められる。よって「当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められるもの」に該当すると判断し、本件不開示決定をしたことは相当である。
ウ　処分行政庁が本件請求情報の存否を明らかにしないで、本件不開示決定をしたことは適法である。
エ　本件不開示決定の取消しを求める部分については理由がない。

４　今後の対応
令和５年５月１０日に原告が控訴したことから、特別区人事・厚生事務組合と協議の上、対応する。

以　　上